

**下水道に切り替えの際には、**

**浄化槽等の最終清掃が必要です！**

浄化槽を下水道等に切り替える際には、浄化槽の最終清掃（浄化槽汚泥の引き抜き、洗浄等）が必要となります。浄化槽の最終清掃は、市から許可を受けている業者に依頼し、適切に処理をしてください。

汲取り便槽の使用者が下水道等に切り替える際にも清掃が必要です。便槽内のし尿汲取りについても、許可業者に依頼してください。

浄化槽汚泥または汲取り便槽内のし尿を除去することなく地下浸透させる行為や、水路や下水道に流す行為は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）または大垣市下水道条例に違反しますので、絶対に行わないでください。処罰の対象になります※1。

※1 廃掃法第16違反（不法投棄）5年以下の懲役もしくは1000万円以下（法人の場合は1億円以下）の罰金

**許可業者（浄化槽清掃、一般廃棄物収集・運搬）**

|                 |                 |              |
|-----------------|-----------------|--------------|
| 大垣地域            | ：大垣メンテナンス株式会社   | （電話 78-9086） |
| 墨俣地域            | ：中央清掃株式会社 墨俣営業所 | （電話 62-5266） |
| 上石津地域（牧田、一之瀬地区） | ：養清興業株式会社       | （電話 32-0586） |
| 上石津地域（多良、時地区）   | ：中央清掃株式会社 垂井営業所 | （電話 22-0852） |

**浄化槽の維持管理は最後まで適切に！**

下水道への接続が見込まれるご家庭において、浄化槽の維持管理をないがしろにされるケースが見受けられます。浄化槽の管理が不十分な場合、悪臭や河川、水路、側溝等の汚濁原因となり生活環境を悪化させることとなります。浄化槽法に定められた「3つの義務」（保守点検、清掃、法定検査）を最後まで守り、浄化槽の適切な維持管理に努めていただきますようお願いします。

お問い合わせ先：大垣市役所 環境衛生課生活排水グループ  
代表（0584）81-4111（内線 416）  
直通（0584）47-8574